

複数の「遺贈」がある場合

<事例>

遺留分権利者である妻(A)の遺留分は、誰の目的物に対して減殺請求を行えばよいか？

夫の遺産

預金：1500万円、不動産(4500万円)

相続人

妻(A)、長男(B)の2人

遺言内容

- ・預金の1500万円は長男(B)に遺贈する。
- ・不動産(4500万円)は、知人(C)に遺贈する。

(回答)

相続人の遺留分

$(1500万円 + 4500万円) \times 1/2 \times 1/2 = 1500万円$

相続人である長男(B)の遺留分は1500万円であり、遺贈価額も遺留分額を超過してないため、長男(B)に対する遺留分減殺請求はできない。

従って、被相続人(夫)が不動産(4500万円)を遺贈した知人(C)に対して遺留分減殺請求を行うことになる。

<参考>

民法第1034条(遺贈の減殺の割合)

遺贈は、その目的の価額の割合に応じて減殺する。

ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。